

気象庁から警報等が発令された際の授業実施に関する申合せ

大学協議会改訂 令和6年11月19日

1. 目的

この申合せは、学生の安全を確保することを目的として、気象庁から警報等が発令された（または発令される蓋然性が極めて高い）場合の授業実施のあり方を定めるものである。なお、

○この申合せで言う「警報等」は、原則として熊本市を対象とした以下のものとする。

- ・台風の場合：大雨特別警報もしくは暴風特別警報、または大雨警報、洪水警報もしくは暴風警報
- ・大雨の場合：大雨特別警報、または大雨警報もしくは洪水警報
- ・大雪の場合：暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報、または暴風雪警報もしくは大雪警報

○この申合せにおける「授業」は対面授業及び同時双方向型の遠隔授業のことを指し、オンデマンド型の遠隔授業は除く。

○最終判断は学長が行う。

2. 警報等による休講措置

(1) 前日午後5時の時点で熊本市に警報等が発令される蓋然性が極めて高いと予想される場合

○事務局長が副学長（教育担当）及び関係者等と相談し、学長の判断を得た上で、予防的に終日休講の措置を講ずる。

○ここで言う「関係者等」は、原則として教務課長・学生厚生課長・庶務課長とし、必要に応じてそれ以外の関係部署の長も加える。

○予防的に終日休講の措置を講ずることを学長が判断した場合、速やかにメール・UNIPA・ホームページ等を通じて周知する。

- ・ホームページへの情報掲載は教務課長が、学生へのメール・UNIPA を通じた周知及び課外活動団体への Teams を通じた周知は学生厚生課長が担当する。
- ・教職員への学内メールを通じた周知及び保護者への LINE を通じた周知は庶務課長が担当する。

○(1)には該当しなかったものの、下記(2)に該当する可能性が少しでもある場合、

- ・学生厚生課長は前日のうちに、学生に対してはメール・UNIPA を通じて、課外活動団体に対しては Teams を通じて、翌朝ホームページを確認するよう周知する。
- ・庶務課長は前日のうちに、教職員に対しては学内メールを通じて、保護者に対しては LINE を通じて、翌朝ホームページを確認するよう周知する。

(2) 当日午前5時30分の時点で熊本市に警報等が発令されている（またはその後発令される蓋然性が極めて高いと予想される）場合

○事務局長が副学長（教育担当）と相談し、学長の判断を得た上で、（予防的に）終日休講の措置を講ずる。

○（予防的に）終日休講の措置を講ずることを学長が判断した場合、速やかにホームページ上で周知する。

- ・ホームページへの情報掲載は教務課長が担当する。

(3) 当日午前5時30分以降に熊本市に警報等が発令された場合

○事務局長が副学長（教育担当）と相談し、学長の判断を得た上で、その時点で当日の授業を取り止める。

○休講の措置を講ずることを学長が判断した場合、速やかにメール・UNIPA・ホームページ等を通じて周知する。

- ・ホームページへの情報掲載は教務課長が、学生へのメール・UNIPA を通じた周知及び課外活動団体への Teams を通じた周知は学生厚生課長が担当する。
- ・教職員への学内メールを通じた周知及び保護者への LINE を通じた周知は庶務課長が担当する。

○警報が発令されている中で学生を帰宅させることには安全上のリスクを伴うことから、天候の回復や公共交通機関の運転再開まで、教室や食堂等で待機することを認める。

(備考)

○終日休講となった場合、教職員は自宅待機とする。

○予防的な休講措置を講じやすくするため、各学期に少なくとも4日は「自然災害等に伴う補講日」を設ける。

○警報等が発令された場合、公共交通機関の運休・遅延等が発生する可能性が高いことから、短時間での警報解除が見込まれるとしても、休講措置を講ずるものとする。

3. 遅刻・欠席した学生の取扱い

警報等の発令の有無にかかわらず、悪天候に伴う公共交通機関の運休・遅延等の影響によりやむを得ず授業への出席に支障を来した場合（遅刻、早退、または欠席した場合）は、学生の申し出に基づき、所定の手続きを経て、公欠とする。

4. 教育実習等について

教育実習、病院実習等については、各実習先の指示に従うものとする。

附則 この申合せは、令和5年4月1日から適用する。

附則 この申合せは、令和6年11月19日から適用する。